

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 函館視力障害センター
設置者名	厚生労働省

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会
役割	国立障害者リハビリテーションセンターの適正かつ円滑な運営を図るため、総長の諮問機関として国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会を設置。運営委員会においては、センター運営に関する重要事項について調査審議する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
大学教授	2019. 4. 1 ～ 2021. 3. 31	
会社役員	2019. 4. 1 ～ 2021. 3. 31	
（備考） 委員は上記2名の他22名に委嘱している		